令和８年度

伊達市教育委員会事務事業点検評価報告書
（令和７年度実施事務事業）

令和８年10月
伊達市教育委員会

目　　次

１　点検評価制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）経緯及び目的

（２）学識経験者の知見の活用

（３）点検評価の対象

（４）点検評価の方法

（５）伊達市教育委員会事務事業点検評価委員　・・・・・・・・・・・　２

２　点検評価委員会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会の開催状況

３　令和８年度事務事業点検評価（令和７年度実施事務事業）対象事業　３

令和８年度事務事業点検評価（令和７年度実施事務事業）評価一覧　４

（１）伊達市版ネウボラ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（２）子どもの未来応援ネットワーク事業　・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）適正規模・適正配置推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（４）国際理解教育支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（５）児童・生徒の体力・運動能力向上事業　・・・・・・・・・・・・・・　９

（６）学校給食センター運営事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

（７）美術館自主文化事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

４　資料

（１）伊達市教育委員会事務事業点検評価実施要綱　・・・・・・・・・・　12

（２）伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会設置要綱　・・・・・・・　13

（３）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）　・・・・・・・　14

１　点検評価制度の概要

（１）経緯及び目的

平成19年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和31年法律第162号〕（以下「地教行法」という。）が改正され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正目的である「教育委員会の説明責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、本市教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっています。

本市教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

（２）学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、委員５人で構成する『伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会』（以下「評価委員会」という。）を設置し、本市教育委員会事務局が検討した成果と課題について、それぞれの立場から意見・助言を頂くこととしました。

（３）点検評価の対象

点検評価の対象事業については、施策の具現化のため重要と思われる事業を対象とし、評価委員会で７つの事業を選定していただきました。

（４）点検評価の方法

事務事業の評価については、教育委員会事務局が内部評価として①必要性②有効性③効率性についての評価及び今後の事業の方向性について、総合評価を実施しております。評価委員会では、教育委員会事務局の内部評価について検証し、事務事業についての課題や今後の対応方針について、ご意見等をいただきました。

（５）伊達市教育委員会事務事業点検評価委員

（敬称略、順不同）

会長
福　原　太一郎　（学校教育関係者）

副会長
滝　澤　裕　美　（学校教育関係者）

委員
渡　邉　　忍　　（生涯学習・社会教育関係者）

委員
阿　部　直　美　（保健体育・スポーツ関係者）

委員
池　田　浩　一　（芸術文化・文化財関係者）

２　点検評価委員会の開催状況

伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会の開催状況

次のとおり点検評価委員会を開催し、５人の有識者からご意見をいただきました。

（１）第１回委員会　委員４名出席
令和８年７月13日（月）　伊達市役所　東棟３階　庁議室

（２）第２回委員会　委員４名出席
令和８年８月25日（火）　伊達市役所　東棟３階　庁議室

（３）第３回委員会　委員４名出席
令和８年９月25日（金）　伊達市役所　東棟３階　庁議室

３　令和８年度事務事業点検評価（令和７年度実施事務事業）対象事業

丁寧な議論を行うことができる協議時間を取るため、５つの施策から７事業を選定しました。

基本目標　未来を拓く人を育む教育・文化のまち

施策　　子育て支援

基本事業　親子の育ちの支援、健康の保持・増進

○　**伊達市版ネウボラ事業**　（担当　ネウボラ推進課）

基本事業　多様な子育て支援サービス等の提供

○　**子どもの未来応援ネットワーク事業**　（担当　ネウボラ推進課）

施策　　学校教育

基本事業　学校施設・設備の整備と適正規模・適正配置

○　**適正規模・適正配置推進事業**　（担当　教育総務課）

基本事業　「生きる力」を育む教育内容の充実

○　**国際理解教育支援**　（担当　学校教育課）

基本事業　「生きる力」を育む教育内容の充実

○　**児童・生徒の体力・運動能力向上事業**　（担当　学校教育課）

基本事業　「生きる力」を育む教育内容の充実

○　**学校給食センター運営事業**　（担当　学校給食センター）

施策　　歴史・文化財・芸術文化

基本事業　芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実

○　**美術館自主文化事業**　（担当　生涯学習課）

令和８年度事務事業点検評価（令和７年度実施事務事業）　評価一覧

番号	事　業　名　称	内部評価		委員会評価
		一次評価	総合評価	
1	伊達市版ネウボラ事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切
2	子どもの未来応援ネットワーク事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切
3	適正規模・適正配置推進事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切
4	国際理解教育支援	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切
5	児童・生徒の体力・運動能力向上事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切
6	学校給食センター運営事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 見直しの余地がある	④今後の方向性 改善し、継続	適切
7	美術館自主文化事業	①必要性・・・ 適切 ②有効性・・・ 適切 ③効率性・・・ 適切	④今後の方向性 現行どおり継続	適切

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名１	**伊達市版ネウボラ事業**	担当課	ネウボラ推進課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	子育て支援		６年度	31,433
基本事業	親子の育ちの支援、健康の保持・増進		７年度	28,230
基本事業目的	安心して子育てができ、子どもが健やかに成長するよう、子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援を進める。		８年度	24,588

（１）事業概要

妊娠期からすべての保護者が安心して子育てできるよう寄り添いながら切れ目なく支援した。
教育・保健・福祉・医療が連携し、子どもたちが将来自立に向け健やかに成長できるよう各取組を推進した。

（２）目的と手段

【対象】すべての妊産婦と18歳までの子どもとその家庭
【意図】子どもが健やかに成長するように切れ目なく支援する体制を整え、安心して出産・育児ができる地域を目指す。
【目指す状態】安心して子育てができ、子どもが健やかに成長するよう、子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援を進める。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	今後も伊達市で子育てをしていきたいと思う人の割合	%	見込値	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
			実績値	77.0	71.7	75.5		
B			見込値					
			実績値					

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由	
一次評価	①必要性	１.適切	共働き世帯の増加、ワンオペ育児、発達に関する不安など、個々の家庭が抱える課題が複雑化・多様化し、画一的な支援では対応しきれない。また、育児負担の増大は、虐待や産後うつなどの深刻な問題に繋がりやすく、早期発見・早期介入の重要性が高まっており、心のケアを含めた伴走型支援の提供が必要である。	
	②有効性	１.適切	妊娠期からの継続的な支援や家庭訪問、多職種連携により、産後うつ、育児不安、発達の課題などを早期に発見し、適切な支援や専門機関への接続に繋がっている事例が増加している。乳幼児健診受診率の維持向上にも貢献できている。	
	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある	相談や基本的な支援サービスは無料で提供。利用者の経済的負担はない。全妊産婦へ担当ネウボラ保健師を配置し、各保健師には専用携帯電話を持つことで、ワンストップ窓口機能を持ち、利用者は一度の相談で多様な専門家からの支援を受けられるため、心理的・時間的負担が大幅に軽減されている。 妊娠期から子育て期（主に就学前）のすべての子育て家庭およびその家族を対象とし、支援が必要な時期と対象者を網羅している。健康、育児、発達、栄養、心理、経済的課題など、多様なニーズに対応できる体制により、個別性に応じた支援が可能である。
		受益者負担	□：適切　■：受益者負担なし □：見直しの余地がある	
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある	
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続	核家族化の進行と地域コミュニティの希薄化により、子育て世帯の孤立感や育児不安が増大し、社会全体で子育てを支える仕組みが不可欠となっている。現在の子育て世帯への多角的な伴走型支援を推進し、地域社会で支え安心して子育てできる風土環境づくりを目指す。	

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である。
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　子どもの特徴について、就学時検診あたりで突然言われるのではなく、就学前から保護者が理解し早い段階から指導を受けられるのは、子どもにとっても良い。継続して取り組んでほしい。 ◆　何か問題があった時に支援が行き届いて手厚い対処をしてくれるのが伊達市なんだということを、もっと周知してほしい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名２	**子どもの未来応援ネットワーク事業**	担当課	ネウボラ推進課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	子育て支援		６年度	4,940
基本事業	多様な子育て支援サービス等の提供		７年度	4,340
基本事業目的	安心して子育てができ子どもが健やかに成長するよう、子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援を進める。		８年度	3,651

（１）事業概要

・子どもの貧困対策として、市内における子どもの居場所づくりとして、こども食堂と学習支援を行っている。
・市内にある９カ所のこども食堂のネットワーク化を図り、お互いの情報を共有したり、こども食堂の一貫として、ももの里マラソンでの豚汁振る舞いを行った。こども食堂の利用者は年々増加し、令和６年度9,442人、令和７年度9,464人参加している。
・学習支援事業は、就学支援金に該当している収入の少ない家庭や不登校の児童・生徒を対象に、少人数ごとに支援員を配置し、学習支援を行っている。令和７年度は、28日間31回実施し、対象者189人中37人が出席した。また、学習時間前の時間を活用した体験活動として、スポーツイベント（長縄跳びやゲームを取り入れた運動）、工作創作活動、保原歴史資料館見学を行い、13人が出席した。

（２）目的と手段

【対象】18歳未満の子ども
【意図】すべての子どもが育った環境に左右されることなく健やかに成長できる環境を整えること。
【目指す状態】子どもの貧困に関する市の課題が共有され、広い視点からその解決策を検討し、目標の実現に向け、取り組まれていること。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	子どもの居場所の数	カ所	見込値	9	10	10	10	12
			実績値	9	9	9		
B		人	見込値					
			実績値					

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価		評価理由
一次評価	①必要性	１．適切		地域の居場所としてのこども食堂の認識が広まり、こども食堂利用者、学習支援事業の参加者が増加し、参加者の居場所の一つとして必要である。
	②有効性	１．適切		学習支援事業は、専門業者による実施により参加者の満足度があがっている。学習習慣の定着や、講師や参加者同士の会話を通したコミュニケーションスキルの向上に寄与している。
	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある	学習支援を土曜日の午後５時から開催し、年３回の体験活動を同日の日中に併せて行うことにより、学習だけでなく、楽しみながら参加できるよう遂行した。こども食堂は受益者負担あり。学習支援は受益者負担なし。
		受益者負担	■：適切　□：受益者負担なし □：見直しの余地がある	
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある	
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続		子ども食堂、学習支援事業ともに認知度が向上し、参加者にとっては居場所の一つとして、有効に活用されている。

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　夏休みの期間に実施される学習支援について、夏休み明けに自由研究など宿題ができていないことで悩んでしまい欠席する子どもが多いので、少しでも支援が入ると助かる子どもはいると思う。開催時期や会場の数などを調整しながら事業を拡大してほしい。 ◆　子ども食堂に関連するフードバンクに食品を寄付する方法がわかりにくい。食品を預かる窓口や問合せ先を明確にし、もっと広報活動をしてほしい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名３	**適正規模・適正配置推進事業**	担当課	教育総務課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	学校教育		６年度	1,932
基本事業	学校施設・設備の整備と適正規模・適正配置		７年度	0
基本事業目的	子どもたちが未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進める。		８年度	346

（１）事業概要

・平成27年３月に策定した「伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画」について、学校の適正な規模に基づく適正な配置を推進し、複式学級など学校の小規模化に伴う課題に対応し、子どもたちのより良い教育環境の整備に取り組むため計画を改定した。
・令和８年度から令和12年度までの５年間の計画では、伊達市立小中学校の統合の経過、学校別の施設、児童・生徒数、学級数及び児童生徒数の推移のほか、適正規模・適正配置についての国及び本市における考え、基準を示し、各地域における統合の計画を示した。
・令和12年度までに、保原地域においては、柱沢小学校を上保原小学校へ、梁川地域では粟野小学校及び堰本小学校を梁川小学校へ、小国小学校を掛田小学校に統合する。あわせて、小国小学校が掛田小学校に統合した際には、霊山地域の小中一貫校の設立（施設分離型）を目指す。
・令和７年度は、今後統廃合の対象となる保原・梁川・霊山地域の小中学校長に説明会を行い、方針を確認した。
・霊山地域の小中一貫校設立に向けて、小国小学校、掛田小学校及び霊山中学校の児童生徒が交流活動を行い、霊山の新しい教育を推進した。

（２）目的と手段

【対象】統合の対象となる学校の教員、児童・生徒、保護者、地域等
【意図】児童数の減少による、複式学級など学校の小規模化に伴う課題に対応するため、学校の適正な規模に基づく適正な配置を推進する。
【目指す状態】子どもたちのより良い教育環境を整備する。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	小中一貫校の学校数	校	見込値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1		
B			見込値					
			実績値					

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由
一次評価	①必要性	１．適切	少子化に伴い、一部の小学校を除き、児童・生徒数の減少に歯止めがかからない状況である。児童数が減少し、複式学級数が増加すれば、子どもたちの教育活動に影響が生じる可能性があるため、児童・生徒数の推移を見ながら、事業の推進を図る必要性がある。
	②有効性	１．適切	国の基本的な考え方をもとに、本市における児童・生徒数の現状と今後の推移をふまえた適正規模・適正配置を定め、子どもたちの教育環境の整備を計画的に進めるためには有効である。
	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある
		受益者負担	□：適切　■：受益者負担なし □：見直しの余地がある
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある
			令和７年度当初より、伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画の改定に向けて庁内関係部署との打合せを定期的に行ってきた。令和８年度以降の統合に向けた内容やスケジュールを共有し、定期的な打合せを行うことにより、効率的に事務を進め、事業を推進することができている。
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続	今後も児童・生徒数の減少により、学校の適正な規模に基づく適正な配置を行い、子どもたちの教育環境の充実を図る必要があるため、当面は継続する。

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　地元の学校がなくなることはとても寂しいことである。中には絶対反対という意見も出てくると思うが、子どもが減っていっている今必要な事業であることを何度も説明するしかない。丁寧に話を進めていくこと。 ◆　子どもの人数が減ると学習は成り立っていかない。先生と子どもだけではなく、子ども同士の集団で育つことも大切であるため、継続して事業を進めてほしい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名４	**国際理解教育支援**	担当課	学校教育課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	学校教育		６年度	34,980
基本事業	「生きる力」を育む教育内容の充実		７年度	35,693
基本事業目的	子どもたちが未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進める。		８年度	34,223

（１）事業概要

・これからのグローバル社会を生き抜く力を育成するため、各中学校にＡＬＴ（外国語指導助手）を配置した。
・各中学校に配置したＡＬＴは、各小学校を巡回して小学校外国語活動及び小学校外国語科の授業の指導充実に取り組んだ。
・ＡＬＴ授業研究会を年２回開催し、小学校教員、中学校英語教員及びＡＬＴの指導力向上に取り組んだ。

□伊達市立各小・中学校へのＡＬＴ配置及び巡回指導
・JETプログラム派遣　１名（松陽中　保原小、上保原小）
・委託雇用　　６名（伊達中、桃陵中、梁川中、霊山中、月舘学園中
伊達小、伊達東小、梁川小、堰本小、粟野小、大田小、保原小、柱沢小、
掛田小、小国小、月舘学園小）
□ＡＬＴ定例会開催（年間６回）による研修及び情報交換
□ＡＬＴ授業研修会の開催（年２回）による授業実践を基にした研修の実施

（２）目的と手段

【対象】小・中学校の児童生徒
【意図】語学指導のための外国青年を中学校に派遣し、英語力向上や国際理解を深める。
小学校にも定期的に配置し、外国語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力の素地を培う。
【目指す状態】児童生徒が、ネイティブスピーカーとしてのALTとの英会話を楽しみながら、意欲を持って英語科や外国語活動の授業に取り組んでいる。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
Ａ	ＡＬＴ年間派遣回数	回	見込値	1400	1400	1400	1400	
			実績値	1448	1430	1438		
Ｂ	ＡＬＴ授業研修会参加人数	名	見込値	60	60	60	60	
			実績値	46	54	70		

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由
一次評価	①必要性	１．適切	ネイティブスピーカーであるＡＬＴを配置することにより、多様な言語や文化に触れる機会の確保とともに、教職員の指導を補う上で大きな役割を担っている。また、ＡＬＴ授業研究会への積極的な参加を通して、英語教員及びＡＬＴの指導力向上につながっている。
一次評価	②有効性	１．適切	児童生徒の学習意欲を高めながら、正しい発音や実践的なコミュニケーション方法を身に付けるとともに、外国の習慣や価値観に直接触れることによる国際感覚の育成につながっている。
一次評価	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある
		受益者負担	□：適切　■：受益者負担なし □：見直しの余地がある
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある
			委託業者による質の高い研修やマネジメントが行われ、自治体自身が直接雇用事務や研修を行うコスト・労力の削減につながっている。また、ＡＬＴに急な欠員が出た場合も、迅速に代行の手配が行われる。
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続	今後も指導スキルの高いＡＬＴを派遣することにより、伊達市の児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高め、国際社会に対する理解を深める。

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　生の英語を聞かせていただくのはすごく意味がある。今は学校にＡＬＴの先生がいることが普通になり常に多国籍交流できるようになっている。 ◆　コミュニケーションスキル向上のためのＡＬＴを活用した授業と教科書の内容を中心に指導する授業、それらの両立を図って指導を進めてほしい。 ◆　先生方とＡＬＴが一緒に行う研修会や研究会を今後も継続し、子どもたちの英語力を伸ばす授業を推進してほしい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名５	児童・生徒の体力・運動能力向上事業	担当課	学校教育課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	学校教育		６年度	908
基本事業	「生きる力」を育む教育内容の充実		７年度	922
基本事業目的	子どもたちが未来を拓く人材として、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進める。		８年度	701

（１）事業概要

・児童生徒一人一人の運動能力や基礎体力を向上させ、心身ともに健やかな成長を目指すために、新体力テストを実施し、伊達市の児童生徒の実態を把握した。
・令和７年度からは、児童生徒用のタブレットから直接実技調査の結果を入力したため、その場で児童生徒が自身の得意な運動や、苦手な運動を把握することができた。苦手な運動については、タブレットのアプリで動きのポイントを動画で見ることができ、関心や意欲を高めながら、児童生徒自身が課題意識をもって運動に親しむことができた。
・児童の結果入力が完了した段階で、教師用のタブレットでは、学級ごとや学年ごと、学校ごとのその結果を知ることができ、自校の体力向上策をすぐに講じ、授業にも反映することができた。

（２）目的と手段

【対象】小・中学校の児童生徒
【意図】運動生活習慣の実態把握を生かすとともに、児童生徒の運動意欲を高め運動の日常化を図る。
【目指す状態】児童生徒一人一人の運動能力や基礎体力を向上させ、心身ともに健やかな成長を目指す。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	小学校５年の新体力テストの各種目の結果において、県の平均値よりも高い種目数の割合	%	見込値	75	75	75	75	
			実績値	75	31	68		
B	中学校２年の新体力テストの各種目の結果において、県の平均値よりも高い種目数の割合	%	見込値	44	44	55	55	
			実績値	55	22	61		

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由	
一次評価	①必要性	１．適切	実技による調査に加え、質問紙調査により、児童生徒一人一人の運動能力や体力だけでなく、運動習慣や生活習慣を把握できるため、学校や家庭における指導に役立てることが可能である。	
	②有効性	１．適切	新体力テストの分析結果をもとに体育科の授業の改善を図ることで、それぞれの学年の児童生徒に身につけさせたい体力や運動能力の育成を図ることができた。	
	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある	令和７年度から委託業者を変更し、児童生徒用タブレットや教師用タブレットから直接実技調査と質問紙調査入力するソフトを活用したため、費用や教員の事務作業時間を削減できた。また、結果の提供が早くなり、各学校での体力向上への取組がタイムリーに行われた。
		受益者負担	□：適切　■：受益者負担なし □：見直しの余地がある	
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある	
総合評価	④今後の方向性	１．現行どおり継続	・新体力テストを実施することによって、児童生徒の体力・運動能力を総合的に把握することができた。 ・各学年ごとの課題に応じて、体育科の授業の指導に改善を加えることで、運動能力の向上を図ることができた。	

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　タブレットの導入によって、自分の体力テストの結果をすぐ見ることが出来たり、自分の動きを撮影し手本の動きと比較して改善点を見つけたりするなど、昔はできなかった方法を授業に取り入れている。 ◆　成果指標の数字が６年度から７年度で上昇しているため、今後も事業を継続し、体力や運動能力の育成に期待したい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名６	**学校給食センター運営事業**	担当課	学校給食センター	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	学校教育		６年度	571,978
基本事業	「生きる力」を育む教育内容の充実		７年度	609,042
基本事業目的	子どもたちが未来を拓く人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、学校教育の充実を総合的に進める。		８年度	530,851

（１）事業概要

児童・生徒の健康の保持増進と体位向上を目指し、衛生管理及び給食食材の安全確認に重点をおきながら、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。また、学校訪問による食育教育や地場産品を取り入れた献立づくりを行なうなど、食育の観点から学校給食が「生きた教材」として活用されるよう努める。
・給食費の改定　小学生：令和５年度より給食費単価を273円から290円に見直したが、この増額分17円については市の負担として保護者負担額を据え置いた。中学生：令和５年度より給食費単価を315円から334円に見直したが、この増額分19円を市負担とし、さらに半額分158円を市負担とすることにより保護者負担額を157円とした。
・栄養教諭等による栄養指導の実施、栄養職員が小・中学校全校を訪問し、児童生徒に適切な栄養摂取による健康の保持増進、健全な食生活について指導を行い、食育の推進を図った。令和７年度は、「よくかんで食べよう」「食のバランス」等をテーマに食育教室を72回実施した。
・学校給食センターにおける食物アレルギーの対応について、対応マニュアル作成し対応している。調理場でのコンタミネーションを防止するため、専用の調理場と調理器具を使用し、除去食を提供している。令和７年度のアレルギー対応食提供者は25人であった。

（２）目的と手段

【対象】市内小中学校の児童・生徒
【意図】児童生徒の心身の健康増進と食育を推進し、食習慣を培う。経済状況によらず公平な食事提供と、社会性や協調性を培う教育を行う。
【目指す状態】健全な心身と食への理解・習慣を持ち、栄養が公平提供され、社会性・協調性が育まれる。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	学校給食アンケートの「おいしい」「まあまあおいしい」の選択率	%	見込値	76	77	78	79	80
			実績値	80.7	87	86		
B			見込値					
			実績値					

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由	
一次評価	①必要性	１.適切	学校給食の役割は、子どもの健康維持、教育、そして社会的公平の確保にある。地産地消のメニューや配膳の協力は、食文化や協調性を学ぶ「生きた教材」となる。また、家庭の経済・就労状況にかかわらず、すべての子に温かい食事を届けるセーフティネットとしても不可欠である。給食は子どもの心身の健やかな成長を助け、生涯にわたる「生きる力」を支えている。	
	②有効性	１.適切	計算された栄養摂取により子供の体力向上と肥満防止を実現する点にある。また、同じ食事を全員で食べることで正しい食習慣や協調性を育む教育効果も高く、家庭の経済格差によらず全ての子の健康を支えるセーフティネットとしても機能し、心身の健全な発達を支える。	
	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある	・「共同調理方式」にすることで、1食あたりの人件費、光熱費、設備投資費を大幅に抑える効率的な運用が可能となっている。 ・学校給食法第11条では、食材料費を保護者の負担としているが、2026年からの国による小学生給食費負担軽減制度創設により見直されたことで、現在は実質無償化などの保護者負担軽減が進んでいる。 ・小中学生の時期は身体発育の最大ピークであることから対象として妥当である。
		受益者負担	□：適切　□：受益者負担なし ■：見直しの余地がある	
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある	
総合評価	④今後の方向性	２．改善し、継続	給食をおいしく食べることは、健康増進や食への感謝、楽しい思い出作りといった学校給食の目的を達成する原点となるため、今後もおいしさの向上を図る。	

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	□現行どおり継続　■改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　給食の残菜量や学校と子どもの傾向から、子どもが給食でおいしく成長に必要な栄養を取れるよう、調査を進め事業を継続してほしい。 ◆　中学生保護者の給食費負担が少なくなるよう、引き続き検討してほしい。

伊達市教育委員会事務事業点検評価結果　（令和７年度事業）

事務事業名７	**美術館自主文化事業**	担当課	生涯学習課	
基本目標	未来を拓く人を育む教育・文化のまち		事業費（予算）	千円
施策	歴史・文化財・芸術文化		６年度	22,182
基本事業	芸術文化の鑑賞機会と発表機会の充実		７年度	26,218
基本事業目的	心豊かな市民生活の実現と貴重な地域の歴史文化を活かしたまちづくりに向け、市民主体の芸術文化活動の促進と、有形・無形の文化財の保存・活用を図る。		８年度	24,637

（１）事業概要

心豊かな市民生活の実現と貴重な地域の歴史文化を活かしたまちづくりに向け、市民主体の芸術文化活動の促進と、有形・無形の文化財の保存・活用を図る。
・郷土の作家や文化に関連する展示をし、地域の文化的資源や魅力の発信を行った。
・郷土ゆかりの作品を収集・保存し、後世に継承した。
・収蔵資料や地域の芸術文化に関わる資料の調査研究を行い、企画展などを通じ公開、発表を行った。
・著名な作家の作品を展示し、市唯一の美術館として優れた芸術作品に親しめる場を提供した。
・ワークショップを開催し、美術や創作活動の楽しさを再発見できる機会を提供した。
・展示設備の整ったギャラリーを貸し出し、市民の文化活動の発表の場を提供した。

（２）目的と手段

【対象】市民
【意図】芸術文化に親しんでもらうため、自主企画展やワークショップを開催する。
【目指す状態】市民皆が文化芸術に関心を持ち、郷土の文化を大切にする。

（３）成果指標（意図の達成度を表す指標）		単位	数値区分	５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
A	来館者数12,000人以上	人	見込値	11,000	11,000	12,000	12,000	13,000
			実績値	7,051	6,245	5,751		
B		人	見込値					
			実績値					

内部評価

一次評価　１．適切　２．見直しの余地がある　３．向上、維持は見込めない
総合評価　１．現行どおり継続　２．改善し、継続　３．休止、廃止

	区分	評価	評価理由	
一次評価	①必要性	1.適切	市内唯一の美術館として、市民が芸術文化に触れる機会を提供している	
一次評価	②有効性	1.適切	郷土ゆかりの作家の展示など地域に根差した企画を催している	
一次評価	③効率性	費用対効果	■：費用に見合う成果がある □：見直しの余地がある	展示の開催にあたって資料の印刷や運搬を自前で行うなど、経費の削減に努めている。地域の作家について知ってもらうため、市政だよりに作家の紹介を掲載している。 ものづくり、創作の楽しさを知ってもらうため、ワークショップを開催している。
		受益者負担	■：適切　□：受益者負担なし □：見直しの余地がある	
		対象の妥当性	■：適切 □：見直しの余地がある	
総合評価	④今後の方向性	1.現行どおり継続	今後も、小規模美術館としての特性を生かし、他館との差別化を図りながら、より地域の特色を出した運営を行う。	

外部評価	
内部評価の検証	内部評価は適切である
今後の方向性	■現行どおり継続　□改善し、継続　□休止　□廃止
事務事業点検評価委員会の意見	◆　来館者が減ってしまってもったいない。地元にある美術館で子どもたちが地元の方の作品を見る機会があるといい。 ◆　小規模美術館の特性を生かし魅力のある、興味を引く企画展などを期待している。

４　資　料

（１）伊達市教育委員会事務事業点検評価実施要綱

（目的）

第１条　この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、伊達市行政評価実施要綱（平成 20 年伊達市訓令第 28 号）に定めるもののほか、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

（外部有識者からの意見聴取）

第２条　教育委員会は、事務事業の点検及び評価を実施するにあたり、客観性及び公平性を確保するため、外部有識者で組織する委員会を設置し、意見を聴取するものとする。

（議会への報告）

第３条　教育委員会は、毎年、事務事業の点検及び評価に関する報告書を作成し、伊達市議会に報告するとともに、公表するものとする。

２　前項に規定する報告書には、前条の規定に基づき聴取した委員会の意見を添付するものとする。

（庶務）

第４条　点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

（委任）

第５条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成 21 年４月１日教委訓令第５号）

この訓令は、平成 21 年４月１日から施行する

附　則（平成 30 年 10 月１日教委訓令第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

（２） 伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第２項の規定に基づく外部有識者の知見の活用を図るため、伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関し、意見を述べること。

（２）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会の委員は、５人以内とする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（１）　学校教育関係者

（２）　生涯学習・社会教育関係者

（３）　保健体育・スポーツ関係者

（４）　芸術文化・文化財関係者

（５）　その他教育委員会が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第４条　委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、伊達市教育委員会教育長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　委員会は、必要に応じて関係職員に出席を求め、意見を徴することができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年４月１日教委告示第１号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日教委告示第８号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年７月１日教委告示第５号）

この告示は、令和８年７月１日から施行する。

（３）地方教育行政の組織及び運営に関する法律　（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

伊達市教育委員会
〒960-0692
福島県伊達市保原町字舟橋180番地
TEL024-573-5852　FAX024-573-5892

E-mail：education@city.fukushima-date.lg.jp